

第102回農地総会議事録

開催日時	令和7年12月8日（月） 午後3時32分から
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美・中島 義幸 森田 浩明・古田 辰雄・竹内 佳代・中島 正根・山本 和正・前田 眞作 久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・山脇 天臣 以上16名
欠席委員	大崎 恭寿・大野 哲・廣瀬 良之 以上3名
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・谷川係長・正木主任 以上5名
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案 農用地利用集積等促進計画の件 第4号議案 農用地利用集積計画変更の件 議案外(報告) ① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ② 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤ 非農地証明願の件
備 考〔添付書類〕	○第102回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○転用許可申請等の結果について（報告） ○農地税優遇適用誤り過大徴収について（報告） ○令和7年度 今後のスケジュール（予定）

開 議 会 長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時32分)) それでは、只今より、第102回農地総会を開会いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は大崎恭寿委員、大野哲委員、廣瀬良之委員から欠席の報告が来ております。委員総数19名中、出席委員数16名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条第2号におきまして、総会議事録には、議長および総会において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。署名委員は川澤一博委員と石黒康誠委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 正木主任	只今から、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書2ページをご覧ください。 今月は全体で9件の申請が出されております。 それでは、案件についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。 案件1は、五台山、田、570㎡外2筆、合計1,563㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、申請地ではこれまでどおり水稻を栽培する予定とのこととです。 農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのこととです。 譲受人は農業の経験があり、会社役員としての勤務の傍ら、同居の息子や別世帯の父とともに農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのこととです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこととです。 次に、案件2は、高須、田、892㎡のうち譲渡人の持ち分である3分の1を経

営拡大のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

譲渡人と譲受人は親子の関係で、申請地はもともと譲渡人が持分3分の1、譲受人が持分3分の2の共有地であったため、本申請が許可されますと、譲受人の単有となります。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有および借入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターを1台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は、薊野、畑、271 m²を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地、黄色が譲受人の実家です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では自家消費用に柿や柑橘類などの果樹を栽培する予定とのことです。

農機具については、耕運機を2台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬を使用する場合は、隣地関係者の了解のうえ作業を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は仁淀川町に農地を所有しているため、仁淀川町農業委員会に耕作状況を照会したところ、耕作不利地を除いて全て耕作されているとの回答でした。

次に、案件4は、春野町弘岡上、田、304 m²を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の経営農地です。

申請書別添によりますと、譲受人は経営農地を全て耕作しており、申請地でも令和7年7月末まで利用権設定により、ハウスショウガを栽培中で、今回申請地を譲り受けることとなり、申請に至ったとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻や息子とともに常時農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

取得する田の周囲はハウスショウガの産地であり、取得後もこれまでどおりハウスショウガを栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5と案件6は、譲受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

議案書4ページに跨ります案件5は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畑、861㎡外4筆、合計1,949㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。また、案件6は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畑、30㎡を経営拡大のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが案件5の申請地で、緑が案件6の申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作または保全管理しており、案件5の申請地では野菜や果樹を、案件6の申請地ではミョウガなどの野菜を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、勤めの傍ら妻とともに農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は、いの町に経営農地があることから、いの町の耕作証明書が添付されており、いの町農業委員会に耕作状況について確認しましたところ、証明書に記載のとおりであるとのことでした。

続きまして、案件7は、春野町弘岡下、田、754㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、耕作放棄地となっている申請地の所有者から売買の話があり、譲受人が勤める会社で農作物販売を始めるため、購入することにしたとのことです。申請地ではサツマイモを栽培し、今後は他の野菜も栽培予定とのことです。

農機具については所有しておりませんが、イモを栽培している農家の知人など複数名を雇い、鍬などを用いて手作業で耕作するとのことです。

譲受人は農業の経験はありませんが、会社役員として勤めの傍ら農業に従事する予定であり、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬は使用せずに営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、申請地および春野町弘岡中にある譲受人の所有農地については、雑草が繁茂し荒れている状態のため、申請者に草刈を依頼しましたが、本日、譲受人から連絡があり「農地総会までに草刈をしようとしたが間に合わなかった。年内には草刈を終えるようにしたい」との申し立てでした。

続きまして、案件8は、春野町東諸木、田、2,352 m²を新規営農のため、親子間で使用貸借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添および耕作計画書によりますと、譲受人は自身が所有している農地はありませんが、母名義の申請地で、母とともにトマトを耕作しており、今回高齢の母に代わり、譲受人が主体となって耕作を行うため、申請に至ったとのことです。

農機具についてはトラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地で31年間トマト栽培を行っており、問題は発生しておらず、取得後もこれまでどおり耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件9は、春野町秋山、田、667 m²を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は経営農地を全て耕作または保全管理しており、申請地ではニンジンや牧草を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターを1台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人は土佐市といの町に経営農地があるため、耕作状況について両市町の農業委員会に照会を行ったところ、農地は全て耕作されているとの回答が届いております。

	<p>以上、案件7については、申請地および譲受人の所有農地の草刈りが完了し、農地性が認められれば、また、その他の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認をお願いしております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。</p>
森田委員	<p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件1については、許可相当と判断しました。</p>
議長 竹内委員	<p>次に、第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。</p> <p>担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件2と案件3については、許可相当と判断しました。</p>
議長 川澤委員	<p>次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件7については、事前審査会の時点では、申請地と譲受人が所有する農地の草刈りが完了すれば、許可相当と判断しました。事務局の説明のとおり、本日の段階で申請地も譲受人の所有農地も草刈りが実施されていないことから、今月は保留とするのが妥当と思われる。</p>
議長	<p>それ以外の案件については、許可相当と判断しました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。</p> <p>まず、案件9については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、該当の案件について審議します。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。</p>
該当委員	<p>(退席)</p>
議長	<p>この案件について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら審議を終わります</p> <p>案件9については、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>事務局は、委員を復帰させてください。</p>
該当委員	(復席)
議 長	<p>それ以外の案件を審議します。</p> <p>ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委 員	(意見・質問なし)
議 長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件7については、申請地と譲受人の所有農地のうち、管理ができていない箇所について、令和8年1月8日までに是正するように指導して、今月は保留とすることとし、それ以外の審議済みの案件を除く、全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
正木主任	<p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で1件の申請が出されております。</p> <p>それでは、案件についてご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、一宮南町1丁目、畑、655 m²を露天駐車場に転用するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が一体利用地です。農地の区分につきましては、農振農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。</p> <p>それでは、内容についてご説明しますので、本日お配りしております資料をご覧ください。</p> <p>資料1枚目の事業計画書によりますと、申請地は元々申請者の父母が耕作をしておりましたが、父母の死亡後は耕作放棄地となっております。今後、耕作できる者もいないため、有効利用する方法がないか検討した結果、地元では駐車場が不足していること、申請者の自宅に隣接した土地で管理がしやすいこと、老後の生活資金が得られることなどから、月極駐車場として貸し出すこととしたため、申請に至ったとのことです。</p> <p>続きまして、資料2枚目の土地利用計画図および資料3枚目の駐車場の説明をご覧ください。</p> <p>転用計画としましては、申請地と申請地北側および南側の一体利用地を含む区</p>

域を事業地とし、60台分の露天駐車場に転用する計画です。

造成計画につきましては、20cm以内の盛土・切土を行い、高低差を平坦化する計画です。

整地計画につきましては、全面砂利敷とする計画です。

進入計画につきましては、申請地南側の一体利用地を通路とし、南側市道から進入する計画です。

次に、排水計画についてですが、資料2枚目の土地利用計画図および資料4枚目の造成計画断面図のH-H'縦断面をご覧ください。

生じる排水は雨水のみであり、自然浸透のほか勾配を用いて申請地東寄りに設置するU字形側溝を経由し、申請地南側の一体利用地に設置する溜枡に集水したのち、申請地東側の池沼に排水する計画です。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。南側は申請者所有の宅地で一体利用地となっており、その南側は高知市道です。西側は申請者の自宅が建つ宅地、東側は高知市所有の池沼となっております。北側は一体利用地で、その北側に農地がありますが、本件事業地は駐車場として整備するため雑草や害虫の発生はなく、建物の建築もしないため日照・通風への影響はない、とする被害防除計画が提出されております。

他法令につきましては、開発許可、道路工事許可、道路占用許可、盛土規制法許可については、いずれも不要であり、排水路の埋設許可および排水許可は、いずれも許可見込みとのことです。

次に、資金証明書関係についてですが、申請地北側の一体利用地の所有者は申請者の姉であり、申請者と共同で月極駐車場の賃貸事業を行う予定としており、姉が資金を提供し、申請者が労務を負担する旨の「共同事業合意書」が提出されております。また、姉名義の金融機関の預貯金通帳の写しが提出されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、申請地および一体利用地が赤線、青線に隣接していないことから、確認不要であることを地域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。

第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。

竹内委員

担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件1については、許可相当と判断しました。

議長

事前審査会の報告が終わりました。

委員 議長	<p>それでは審議に入ります。ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委員 議長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>他にご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件1については、「許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定しますが、ご異議ございませんか。</p>
正木主任	<p>(異議なし)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農用地利用集積等促進計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>第3号議案、農用地利用集積等促進計画の件。</p> <p>中間管理権設定・一括方式</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で49件の申請が出されており、内訳は新規設定が22件、更新設定が27件となっております。</p> <p>議案書10ページに総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。</p> <p>今月は、利用権を設定する者が53人で延べ111人、利用権の設定を受ける者が33人で延べ111人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が154筆で105,547.52㎡、畑が13筆で4,969.91㎡、合計167筆で110,517.43㎡です。</p> <p>設定の内訳は、新規設定が64筆で47,767.43㎡、更新設定が103筆で62,750㎡となっております。</p> <p>利用権設定の期間別の内訳および下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>なお、利用権設定の開始日は、全て令和8年1月1日となっております。</p> <p>それでは新規設定の案件のみご説明いたします。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、仁井田、田、1,158㎡に5年間、使用貸借権を設定するものです。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>続きまして、議案書13ページをご覧ください。</p> <p>14ページに跨ります案件5と14ページの案件6は、借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件5は、五台山、田、845㎡外3筆、合計5,378㎡に2年間、使用貸借権を設定するものです。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。また、案件6は、五台山と高須の2地区に跨る案件となっております。屋頭、田、515㎡外6筆、</p>

合計 9,681 m²に5年間、使用貸借権を設定するものです。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

なお、各案件の最終貸付者である法人は、農地所有適格法人に該当しないため、農地が適正に利用されていない場合は、貸借契約を解除できるという、解除条件付貸借となっております。

また、いずれの案件も貸人と最終貸付者との間で覚書が取り交わされております。

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。

17 ページに跨ります案件 9 は、高須、田、1,036 m²に5年間、使用貸借権を設定するもので、貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、本案件については、土地所有者と貸付予定者から覚書が提出されております。

また、申請地が共有地となっておりますが、共有者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

次に、案件 10 は、高須、田、569 m²外 2 筆、合計 1,595.53 m²に5年間、使用貸借権を設定するもので、貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、本案件については、土地所有者と貸付予定者から覚書が提出されております。

次に、18 ページに跨ります案件 11 は、布師田、田、720 m²外 3 筆、合計 1,764 m²に3年間、貸借権を設定するもので、貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書 20 ページをご覧ください。

案件 15 は、布師田、田、1,199 m²外 1 筆、合計 2,260 m²に5年間、使用貸借権を設定するもので、貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

次に、議案書 21 ページから 22 ページに跨ります案件 18 は、大津乙、田、955 m²外 4 筆、合計 3,237 m²に5年間、使用貸借権を設定するもので、貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、本案件については、土地所有者と貸付予定者から覚書が提出されております。

続きまして、議案書 26 ページをご覧ください。

案件 24 と議案書 27 ページの案件 25 は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件 24 は、春野町弘岡中、田、584 m²外 1 筆、合計 1,990 m²に、案件 25 は、春野町弘岡中、田、684 m²に、それぞれ 10 年間貸借権を設定するものです。申請地では露地ショウガを栽培予定とのことです。

続きまして、議案書 29 ページから 31 ページをご覧ください。

案件 29 と案件 30、31、32、33 は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめて説明いたします。

案件 29 は、春野町弘岡下、田、585 m²に、案件 30 は、春野町弘岡下、田、429 m²外 4 筆、合計 1,139 m²に、案件 31 は、春野町弘岡下、田、611 m²に、案件 32 は、春野町弘岡下、田、512 m²外 1 筆、合計 902 m²に、案件 33 は、春野町弘岡下、田、1,001 m²に、それぞれ 3 年間の賃貸借権を設定するものです。申請地では露地野菜を栽培する予定です。

なお、案件 31 の申請地および案件 32 の申請地の一部については、未相続地となっておりますが、相続人全員からの同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 33 ページをご覧ください。

案件 36 は、春野町弘岡下、登記地目畑、現況田、138 m²外 1 筆、合計 1,361 m²に 10 年間、使用貸借権を設定するものです。借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は貸人の娘であり、高齢の父に代わり農地の耕作を行う計画で、申請地では露地野菜、シキビ、サカキを栽培予定とのことです。

続きまして、議案書 34 ページをご覧ください。

案件 38 は、春野町西分、田、437 m²に 5 年間、使用貸借権を設定するものです。申請地では水稻を栽培予定とのことです。

続きまして、議案書 35 ページから 36 ページに跨ります案件 41 は、春野町内ノ谷、田、162 m²外 6 筆、合計 1,105.91 m²に 3 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は土佐市や南国市でサツマイモやショウガ・ナスなどの野菜栽培に従事していた経緯があり、市内で農地を探していたところ、申請地を借りることとなり、申請地ではニンニクとトマトを栽培予定とのことです。

なお、本件申請地は共有地となっておりますが、共有者全員からの同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 37 ページから 39 ページをご覧ください。案件 43、44、45、46 は、借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件 43 は、春野町東諸木、田、902 m²に、案件 44 は、春野町西諸木、田、1,769 m²外 1 筆、合計 2,430 m²に、案件 45 は、春野町西諸木、田、932 m²に、案件 46 は、春野町西諸木、田、7,578 m²に、それぞれ 10 年間、使用貸借権を設定するも

	<p>のです。申請地では水稻を栽培予定とのこと。</p> <p>なお、案件 44 は未相続地となっておりますが、持分 2 分の 1 を超える相続人からの同意があることを事務局にて確認しております。</p> <p>また、案件 43 から 46 は、貸付人と最終貸付者との間で覚書が取り交わされております。</p> <p>以上、更新の案件も含め全ての案件について、計画の内容は経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されますと、高知県農業公社が促進計画を策定し、高知市が計画を認可したのち、令和 8 年 1 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で第 3 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。</p>
森田委員	<p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件 1 から案件 5 と、案件 6 の第二事前審査会分については、計画を妥当なものとして認めました。</p>
議 長	<p>次に、第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件 6 の第三事前審査会分と、案件 7 から案件 21 については、計画を妥当なものとして認めました。</p>
議 長	<p>次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件 22 から案件 49 については、計画を妥当なものとして認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に移ります。</p> <p>まず、案件 18 については、申請の当事者が農業委員の親族となっており、案件 24 については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、該当の案件について審議します。</p> <p>農業委員会等に関する法律、第 31 条第 1 項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。</p>
該当委員	<p>(2 名退席)</p>
議 長	<p>この案件について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件 18 と案件 24 については、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議あ</p>

委員 議長	<p>りませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>この件について計画を妥当なものと決定いたします。</p> <p>事務局は、委員を復帰させてください。</p>
該当委員 議長	<p>(2名復席)</p> <p>それ以外の案件を審議します。</p> <p>ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。</p>
委員 議長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>他にご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>審議済みの案件を除く全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員 議長	<p>(異議なし)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。</p>
正木主任	<p>第4号議案、農用地利用集積計画変更の件。</p> <p>議案書42ページをご覧ください。</p> <p>今月は全体で3件の申請が出されております。それでは案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書43ページから44ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、春野町弘岡下、田、125㎡外9筆、合計3,982.87㎡に3年間の賃貸借権を設定する計画で、令和4年12月7日に開催されました第66回農地総会にてご審議いただき、令和5年1月1日に公告されていたものです。</p> <p>本案件は賃貸人と借入人の合意のもと、存続期間を3年から6年に変更することとなり、申出書が提出されたものです。</p> <p>続きまして、議案書45ページおよび46ページの案件2と案件3は、借受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件2は、春野町東諸木、田、2,732㎡に、また、案件3は、春野町東諸木、田、1,220㎡に、それぞれ10年間の使用貸借権を設定する計画で、平成27年12月2日に開催されました第707回農地部会でご審議いただき、平成28年1月1日に公告されていたものです。</p> <p>両案件は、貸人と借入人の合意のもと、存続期間を10年から10年3か月に変更することとなり、申出書が提出されたものです。</p> <p>利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、各案件について本会で変更が承認されますと、本日付けで計画が変更となります。</p>

議長	<p>以上で、第4号議案の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>
川澤委員	<p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。</p>
議長	<p>第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
委員	<p>案件1から案件3については、計画の変更を妥当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に移ります。</p>
委員	<p>ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
議長	<p>(意見・質問なし)</p>
委員	<p>他にご意見・ご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
議長	<p>全ての案件について、計画の変更を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>そのように決定いたします。</p>
正木主任	<p>議案外の報告を事務局より一括してお願いします。</p>
正木主任	<p>まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件について、ご報告いたします。議案書48ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p>
正木主任	<p>今月は12件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が1件、旭が1件、鴨田が1件、長浜が1件、布師田が1件、布師田と一宮に跨る案件が1件、介良が1件、土佐山が3件、春野が2件となっております。</p>
正木主任	<p>届出の内容につきましては、議案書49ページから57ページをご覧ください。</p>
正木主任	<p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p>
正木主任	<p>続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件について、ご報告いたします。議案書59ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p>
正木主任	<p>今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が2件、鴨田が1件、高須が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書60ページから61ページをご覧ください。</p>
正木主任	<p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p>
正木主任	<p>続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件について、ご報告いたします。議案書63ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p>
正木主任	<p>今月は10件の届出が出されており、地区の内訳は秦が2件、中央が1件、潮江が1件、鴨田が1件、長浜が3件、高須が1件、大津が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書64ページから66ページをご覧ください。</p>
正木主任	<p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件について、ご報告いたします。議案書 68 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 1 件の通知が出されており、地区は春野となっております。通知の内容につきましては、議案書 69 ページをご覧ください。</p> <p>本案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。</p> <p>続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書 71 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 10 件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は朝倉が 3 件、初月が 1 件、鴨田が 1 件、長浜が 1 件、五台山が 1 件、大津が 2 件、春野が 1 件となっております。証明願の内容につきましては、議案書 72 ページから 74 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員および事務局にて現地確認を行い、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
<p>事 務 局 報 告</p> <p>議 長</p> <p>谷川係長</p> <p>上田次長</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p> <p>(「転用許可申請等の結果」について、資料に基づき説明)</p> <p>(「農地税優遇適用誤り」について、新聞報道資料に基づき説明)</p> <p>(「令和 7 年度・今後のスケジュール (予定)」について、資料に基づき説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。</p>
<p>そ の 他</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>その他の件で、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了といたします。</p>

次回農地総会 議長	次回の農地総会は令和8年1月9日（金）を予定しております。
閉 会 議長	（議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。（午後4時30分） 以上で、本日の農地総会を終了いたします。お疲れさまでした。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 8 年 3 月 13 日

議長

加藤孝幸

議事録署名委員

川澤一博

議事録署名委員

石黒康誠

議事録作成者

近森 象太